

4. ヘルスケア認定寝具制度 ＜ヘルスケア認定寝具運用規程＞

2020年2月28日策定

1. 運用規定

第1条 目的

経済産業省ヘルスケア産業課「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」に則したJBA自主基準により認定される「ヘルスケア認定寝具(以下 認定寝具)」に関して透明且つ客観性に基づいた運用が継続的になされることを目的とする。

第2条 定義

- (1) 認定寝具の認定を受けようとする者は、一般社団法人日本寝具寝装品協会(以下 JBA という)へ個別加盟していることを前提とする。加盟団体傘下の企業についても同様に個別加盟の対象とする。
- (2) 会員企業より認定寝具の認定申請があった場合、ヘルスケア認定委員会において審査し認証の可否を決定する。

申請及び認定審査については、半年を単位とした2期制を基本とする。

(上期)申請期間:3月～8月 認定審査:9月

(下期)申請期間:9月～2月 認定審査:3月

ただし、申請数量により認定審査委員会を申請期間の途中で追加開催することを拒まない。

第3条 申請

認定申請に際しては、ヘルスケア認定寝具審査申込書の各機能性項目に、製品に表示されるすべての機能項目を記入する。また、記入したすべての機能性のエビデンス資料等の書類を規定の審査料と共に、ヘルスケア認定寝具認定委員会事務局宛に提出する。

第4条 認定

- (1) 認定の可否については文書にて通知する。ただし、認定委員会での審査内容(合計点数、否理由等)については公開しない。
- (2) 認定審査に合格した認定寝具には認定番号が付与され、認定番号が記載されたヘルスケア認定寝具ラベル(以下 ヘルスケアラベル)を添付することが出来る。
ただし、該当製品にヘルスケアラベルを添付せずに、カタログ等にヘルスケア認定寝具であることや認定番号だけを表記することは出来ない。
- (3) 認定寝具には、申請・認承された機能項目以外の機能性を表示することは出来ない。
- (4) 認定審査に合格した認定寝具は、JBAホームページに「ヘルスケア認定寝具」として掲載

する。

第5条 諸費用

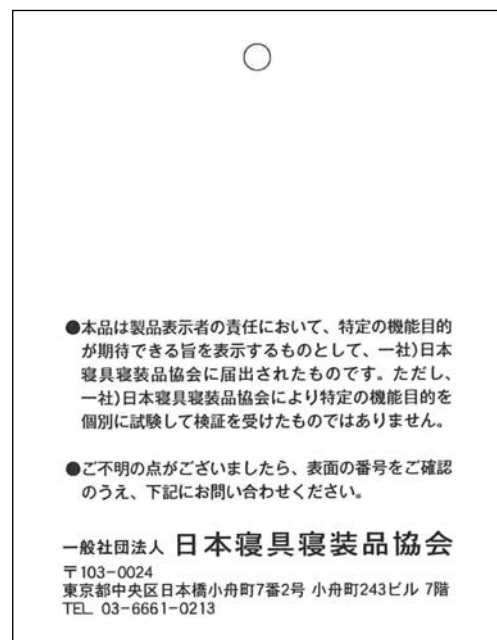
- (1) ヘルスケア認定に際しては、審査料金及び認定料金が発生する。認定の可否にかかわらず審査料金は返金されない。
- (2) 申請する機能性項目数が評価項目数(睡眠健康機能×3項目、衛生機能項目×2項目、メンテナンス機能項目×2項目)を超える場合は別途、審査料金が発生する。
- (3) ヘルスケア認定寝具に係る費用(審査料金、認定料金、ラベル代金等)については、策定委員会において決定するものとする。

第6条 ガイドラインの改廃

策定委員会は、必要があると認められた場合、ヘルスケア認定寝具制度の改廃の是非を検討し、改廃することが出来る。

第7条 ラベルの制定

JBAは、ヘルスケア認定寝具ラベルを推進するため、下記のラベルを定める。



第8条 ラベルの使用

- (1) 認定された製品を「ヘルスケア認定寝具」として製造・販売する際は、必ず認定製品にヘルスケアラベルを添付しなければならない。
- (2) ヘルスケアラベルを使用した製品については、ヘルスケア認定寝具の認定を受けた者が全ての責任を負うものとする。
- (3) 自社が販売する製品に添付する目的以外に、ヘルスケアラベルを譲渡してはならない。
- (4) 上記の目的以外にヘルスケアラベル及びヘルスケアマークを使用する場合は、協会の許可

を得なければならないものとする。

(5)JBAより認定を受けた表示者が、次に規定する何れかに該当するに至ったときは、手元に残っているヘルスケアラベルのすべてを遅滞なく返還しなければならないものとする。

1. 表示者が本会会員団体を脱退したとき。
2. 表示者が事業を廃止したとき。
3. 当規定に違反したとき。
4. ヘルスケアラベルを変造又は模造して使用したとき。
5. その他、協会が必要であると認められるとき。

第9条 ロゴマークの使用

(1)ロゴマークは下記の販促媒体にのみ使用することが出来る。

- ① カタログ
- ② チラシ
- ③ WEB
- ④ パッケージ

(2)ロゴマークを使用するものは、ロゴマーク使用申請書(形式3)を提出し、使用許諾を受けなければならない。

(3)ロゴマークは、該当製品のみがヘルスケア認定寝具であると明確に分かるように該当製品の近傍に表示する。また、タイトル名や社名等の近傍に表示するなど、あたかも全体が該当するような表示はしてはならない。

(4)ロゴマークは、指定色(Pantone2945)または黒色を使用する。また、サイズの拡大縮小は問わないが縦横の比率の変更は不可とする。

(5)ロゴマークを表示した認定寝具については、ロゴマークを表示した者がすべての責任を負うものとする。

(6)ロゴマークは譲渡してはならない。

(7)ロゴマークを使用するラベル認可企業が、次に規定するいずれか該当するに至ったときは、ロゴマークの使用を禁止する。

1. 表示者が本会会員団体を脱退したとき
2. 表示者が事業を廃止したとき
3. 当規定に違反したとき
4. ロゴマークを変造又は模造して使用したとき
5. その他協議会が必要と認めたとき

第10条 違反に対する措置

ヘルスケア認定寝具制度に違反した事実が明らかとなった場合、策定委員会及び認定委員会はその当該会員に対して必要な措置を講ずることができる。

(1)当該会員に対して文書(警告文を送付)をもって違反の事実を示し、速やかに改善を求め

るとともに、違反の原因と改善策についての報告書を1カ月以内に提出することを求めるものとする。

(2) 策定委員会及び認定委員会は、当該会員から提出された改善報告書を審査し、その改善内容が不十分であると判断される場合は、当該会員に対し、下記の改善方法等を指導できるものとする。

1. 改善報告書の徴収
2. ラベル交付の停止
3. 未使用ラベルの返還
4. ラベル使用許諾の取り消し
5. 違反行為により直接又は間接的に協会に与えた損害の賠償請求
6. 違反事実の公表
7. 違反の事実が認められた場合、該当製品の回収を表示者が責任をもって行い、その流通ルートと販売済み(対小売店)の数量を具体的にJBAに提出する。
8. その他、JBAが必要と認めた措置

第11条 禁止事項

会員並びに表示者は、ヘルスケア認定寝具制度に抵触する類似の規定を定め又は表示を行うことを旨とする取り決めをしてはならない。

表示者が本規定に基づく表示を行ったうえに、さらに主旨を達成するための表示行為については、これを妨げない。

第12条 その他

本規定で定められていない事項については策定委員会で定めるものとする。

2. コンプライアンス委員会規約

第1条 本協会の定款第48条に基づき設置された委員会の規約を次のとおり定める。

1. 委員会の委員の定数は、4名以上10名以内とする。
2. 委員の任期は、2年とする。
但し、補欠又は増員のため選任された委員の任期は、その前任者又は現任者の残存期間とする。
3. 委員長及び委員の再任は、これを妨げないものとする。
4. 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を総括する。
但し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理又は代行する。
5. 委員長の選任は、理事会で行うものとする。
6. 委員の選任は委員長が行い、理事会の承認を得るものとする。
7. 委員会は委員長が招集する。

8. 委員会の議長は、委員長が行うものとする。
9. 委員会の議事は、委員の半数以上が出席し、その過半数で決するものとし、可否同数のときは委員長の決するところとする。
10. 委員会は、原則として四半期に1回開催し、運営、企画、及びその他必要事項について審議し、又は決定するものとする。
11. 委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成しなければならない。
12. 委員会は、年度末までに次年度の事業計画案及び予算案を理事会に提出し、その承認を得て、会長の意向に沿い事業を行うものとする。
13. 委員会は、その事業活動の状況を定期的に会長及び理事会に報告するものとする。
14. 委員会には、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
15. 専門委員は、委員長が指名する。
16. 任期中の委員を変更するときは、変更届を理事会に提出しなければならない。

3. 試買テスト実施要領

1. 適用範囲

この規定は、一般社団法人日本寝具寝装品協会コンプライアンス委員会(以下「委員会」という)が行う試買テストについて適用する。

2. 目的

試買テストは、ヘルスケア認定寝具の適正化を図るため、市場で販売されているヘルスケア認定寝具ラベルが添付された寝具を購入し、表示内容の確認を行い、消費者の寝具に対する信頼を高めるとともに、寝具の品質向上を図ることを目的とする。

3. 試買方法

- (1) 試料の購入は、原則として半期に1回行うものとし、また必要に応じて購入することができる。
- (2) 試料の購入時期、購入品目、購入場所、購入方法等は委員会で定める試買方法によるものとする。
- (3) 試料は、ヘルスケア認定寝具ラベルが添付されている寝具及び健康機能を謳っている一般寝具を対象とする。

4. 試料の検査

(1) 検査機関

検査は、JBAが推奨する検査機関又はJBA事務局で行うものとする。

(2) 検査項目

1. 申請・承認された製品の機能性表示方法(表現方法)が該当する法規等に抵触する可能性の有無。

2. 機能表示の根拠データの信憑性。

(3) 検査方法

1. 必要と判断された場合、根拠データと同一の試験を実施する。
2. その他必要とされる試験を行う。

(4) 検査結果の処理

検査の結果、ヘルスケア認定寝具制度に定める内容にその寝具の表示内容が違反しているときは、次の処置を行うものとする。

1. 策定委員会は、当該会員に対し文書で違反の事実を示し、その是正につき速やかに改善を求めると同時に、改善報告書の提出並びに原則として当該製品の回収及び回収報告書の提出を求めるものとする。
2. 策定委員会は、当該会員から提出された改善報告書、回収報告書を審査し、その改善内容等が不十分であると判断される場合には、当該会員に対して改善方法等を指導できるものとする。
3. 策定委員会は、前号の求めに応じないと認められた場合、当該会員に対して事情聴取を行うことができるものとする。また、事情聴取の結果、必要であると認められた当該企業に対しては、改善を求めることができるものとする。
4. 委員会は、前号の求めに応じない場合、運用規定第10条(違反に対する措置)の手続きをとることができるものとする。
ただし、その場合には当該企業に対して文書をもってその旨を通知するものとする。